

(法務委員会)

裁判官の報酬等に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第四号)(衆議院送付)要旨

本法律案は、一般の政府職員の給与改定に伴い、裁判官の報酬月額改定を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 報酬月額の改定

一般の政府職員の給与改定(民間の賃金水準に合わせた給与月額の引下げ)に伴い、裁判官の報酬月額を引き下げる。

二 施行期日

公布の日の属する月の翌月の初日(公布の日が月の初日であるときは、その日)から施行する。